

山口大学自己点検評価システム (YUSE) の開発と運用: 第 1 期中期目標期間及び第 2 期中期目標期間前半のまとめ An Overview of YUSE, Yamaguchi University Self-Evaluation System, in Relation to University Self-Evaluation Activities in the First Mid-Term Goals Period and the First Half of the Second Period

市川哲彦¹, 小柏 香穂理¹, 鈴木 素之², 松元 隆博³, 内藤 博夫^{2,3}

Yoshihiko Ichikawa¹, Kahori Ogashiwa¹, Motoyuki Suzuki², Takahiro Matsumoto³, Hiroo Naitoh^{2,3}

山口大学メディア基盤センター¹

山口大学大学院理工学研究科²

山口大学大学評価室³

Media and Information Technology Center, Yamaguchi University¹

Graduate School of Science and Engineering, Yamaguchi University²

University Evaluation Department, Yamaguchi University³

概要

現在, 大学評価は学校教育法及び国立大学法人法により義務づけられており, 大学運営では評価活動のための PDCA サイクルが必須となっている. このサイクルは様々な観点に対して挙証データに基づく評価を行うため, 基礎データの収集・分析が必須であり, 情報システムによる効率的なサポートが必要不可欠である. そのため本学では, 山口大学自己点検評価システム (YUSE) が導入されており, 10 年以上にわたり利用目的に合わせた改修を行いながら運用が行われてきた. 本システム自体は, 平成 16 年の国立大学法人化以前に, 平成 11 年の大学設置基準の変更に伴う自己点検評価の義務化を背景として平成 14 年に導入されたものであり, 現時点では, 第 2 期中期計画 (平成 22 年～平成 27 年) の前半の開発計画までほぼ終了した段階である. 折しも, 文部科学省から大学改革実行プランが平成 24 年 6 月に公表され, 評価制度の抜本的な見直し及び大学情報の公開の徹底が求められ, 今後はより総合的・戦略的な institutional research (IR) に対しての情報システムによるサポートを検討すべき時期に来ていると言える. 本稿では, こうした今後の活動の基礎資料として, あるいは, 他大学における大学評価支援システムとの比較材料として利用されることを期待して, 基礎データの収集に加えて評価活動支援機能の開発が活発となった法人化後の動きを中心に, YUSE のこれまでの開発・運用の経緯をまとめて問題点の指摘を行う. さらに, 同様な PDCA が要求される情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) の構築経験とこれまでの YUSE の開発経緯とを比較して, PDCA サイクルの“見える化”や所謂“評価疲れ”等の課題について考察を行う.

キーワード

大学自己点検評価, institutional research

1 はじめに

注意

脚注ではなく尾注を利用しているので、注釈については参考文献後の「注釈」セクションを参照されたい。

平成3年及び平成11年の設置基準の改正による自己点検評価の義務化、さらに、平成16年の大学の法人化後の学校教育法及び国立大学法人法による法制化を受け、大学評価のPDCAサイクルは大学活動の必須事項となっており、さまざまな情報システムを活用した基礎データの収集と分析はもはや大学運営では避けて通る事はできない。筆者らの所属する山口大学では、平成14年7月に、山口大学自己点検評価システム(YUSE)の運用が開始され、以降現在にいたるまで、適宜改修を行いながら、教員の全般的自己点検評価、研究水準評価、教育貢献度評価、組織別自己点検評価などの自己点検評価活動や人事評価の試行へのシステム連携による支援などにおいて利用されている。

現在は、第2期中期目標期間(平成22年～平成27年)の前半の開発計画までほぼ終了した段階であり、中期目標[1]¹を達成すべく活動を継続している。元々は教員の基礎情報を収集するシステムとしてスタートしているが、現在では、評価内容をまとめた山口大学活動白書作成の検討、電子シラバスや授業評価システムとの連携、教員情報の公開システム(人・知・技[2], 研究者総覧[3])との連携、データ入力のポータルサイトの充実などが実施あるいは検討されており、よりinstitutional research(以下、IR)[4, 5]色の強いものになっている。

折しも、文部科学省から大学改革実行プラン[6]が平成24年6月に公表され、評価制度の抜本的な見直し及び大学情報の公開の徹底が求められ、今後はこうした動きを活発化させることが期待されている。そこで、本稿ではYUSEのこれまでの開発・運用の経緯を、基礎データの収集に加えて評価活動支援機能の開発が活発となった平成16年の法人化後の動きを中心に説明する。今後の活動を計画する際の基礎資料として、大学間の評価支援システムの比較検討材料として利用されることを期待している。

本節では、まずYUSEが運用されてきた背景を法制度などの面からまとめ、次いでYUSEの利用の概略について述べる。

1.1 背景

大学の自己点検評価は平成3年の大学設置基準の改正[7]²において制度化されたのち、平成10年の大学審議会の答申[8]³を受けて平成11年の大学設置基準の改

正[9]⁴において外部評価の努力目標化と共に義務化が明記された。また、平成12年4月に発足した大学評価・学位授与機構によって、第三者認証機関による評価を念頭においた試行的大学評価[10, 11]が実施された。

その後、平成16年に国立大学が一斉に法人化され、同時に平成16年4月1日に施行された学校教育法改正[12]⁵により自己点検評価の実施及び結果の公開並びに第三者による認証評価(機関別認証評価、専門分野別認証評価)が法制化され(認証評価の期間はそれぞれ7年毎以内と5年毎以内[13]⁶)、また、国立大学法人法第35条(において読み替えて準用する独立行政法人通則法)により大学法人評価委員会の評価を受けること(読替通則法第32条、第34条)[14]⁷が法制化された。こうした動きを受け、法人化後の本学においては、学則(平成16年4月1日制定・施行)[15]にて、次のように自己点検評価の義務を改めて定めている:

第4条 本法人は、教育研究水準の向上を図るとともに、前条の理念及び目的を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価並びにその結果の公表に関し必要な事項は、別に定める。

法人化前後の自己点検評価に関する取組みについては報告[16]に概略が述べられている。また、平成18年4月には評価室が発足し、それまでの評価委員会+評価委員会専門委員会の体制から移行している。

さらに、平成22年の学校教育法施行規則の改正[17]において教育情報の公開の徹底がまた、平成24年の大学改革実行プラン[6]により評価制度の抜本的な見直し及び大学情報の公開の徹底がさらに求められるようになり、大学における評価活動及び教育情報の公開への要求はさらに高まっている。

1.2 YUSEの自己点検評価における利用の概略

本学の全学的自己点検評価は、当初は「山口大学の全学的自己点検評価実施要領」(平成13年12月)において定められ、法人化後は「国立大学法人山口大学全学的自己点検評価実施要領」(平成18年3月)において、また、平成19年3月からは更に細分化され「基本的考え方」、「基本方針」、「実施要領」、「実施要項」において定義されている。平成18年度に企画されていた評価は、

- 教員全般的活動評価(平成19年度、平成20年度実施)
- 教育貢献度評価(平成20年度実施)

● 研究水準評価 (平成 19 年度試行実施)

であり、それぞれについて YUSE データで蓄積された基礎データに基づく判定資料の生成と、部局長等による評価がなされた。また、人事評価をサポートするためのシステムも作成されている。

大学機関別認証評価については平成 21 年度に受審・認定 (認証機関: 大学評価・学位授与機構)、専門職大学院認証評価については平成 21 年度に受審・認定 (認証機関: 大学基準協会) されている [18]。法人評価においても、第 1 期中期目標期間 (平成 16 年度～平成 21 年度) についての業務の実績に関する評価 [18] と教育水準評価 [19] がなされている。これらはスプレッドシート形式での情報収集と実績報告書作成が行われたため、YUSE データの直接的な利用は行われていない。

その後、平成 22 年度より「教員データベース」が導入され (平成 23 年 3 月稼働開始)、基礎データの収集・公開と自己点検評価の PDCA サイクルが分離されたため、統計情報の入力と評価用プロセスのサポートを中心とした新 YUSE システムに移行している。以降区別したい場合は、移行前の YUSE を旧 YUSE システムあるいは YUSE オリジナルバージョンと、また、移行後のシステムを、新 YUSE システムまたはその開発コードで YUSE/TNG と呼ぶことにする。現在は、

- 教員による自己点検評価 (平成 23 年度実施, 平成 24 年度実施予定)
- 組織活動自己点検評価 (平成 24 年度実施予定)

が YUSE/TNG のサポート下で進行中であり、組織単位の情報の集約・比較を行うための組織情報集約システムの開発も行っている。また、組織別自己点検評価の評価項目は、大学評価・学位授与機構が実施する機関別認証評価、選択的評価、専門職大学院認証評価 (資料は [20] を参照) において利用される基本的観点の入力とも関連しており、外部評価における基礎資料として入力されたデータが利用できるようになってきている。

1.3 本稿の構成

以降は、YUSE による自己点検評価等の支援について順次説明を行い、続いて、大学評価と同じく PDCA サイクルを回す必要がある情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS)[21] との比較について議論した上で、まとめと今後の課題を述べる。

2 YUSE を用いた自己点検評価活動支援

2.1 初期の評価計画と YUSE

VI. 全学的自己点検評価に用いる様式の種類

全学的自己点検評価の様式の種類	評価実施時期と HP 公開の有無
個人別教育活動調査票 (様式 1)	毎年度実施 ホームページで公開 教育評価と大学運営位評価は毎年度実施 研究評価は原則 5 年毎に実施 ホームページで非公開
個人別研究活動調査票 (様式 2)	
個人別大学運営活動調査票 (様式 3)	
個人別活動判定票 (様式 4)	
組織別教育活動調査票 (様式 5)	原則 5 年毎に実施 ホームページで公開
組織別研究活動調査票 (様式 6)	
組織別大学運営活動調査票 (様式 7)	
組織別活動判定票 (様式 8)	原則 5 年毎に実施 ホームページで非公開

備考
 ・様式 1 と 5 は教育活動による社会貢献、様式 2 と 6 は研究活動による社会貢献の評価項目を含む。

図 1: 全学的自己点検評価に用いる様式の種類 (全学的自己点検評価実施要領 (平成 13 年 12 月 11 日承認) より抜粋)

The image shows two parts of the YUSE system interface. The top part is the 'YUSE トップページ' (Home Page) which lists various survey forms (Style 1-8) and provides instructions on how to use them. The bottom part is a 'データ入力画面' (Data Entry Form) for '自己点検評価データ収集について' (Regarding Data Collection for Self-Inspection Evaluation). It includes fields for '著者の中での記入者の職名' (Author's position), 'Corresponding author', '論文題目' (Title), '掲載誌名' (Journal name), and '掲載号' (Issue number). There are also checkboxes for '1. 必ずにデータを入力する方法' and '2. Q&A'.

(a) トップページ

(3)	著者の中での記入者の職名	1 欄目の著者	著者が複数いるときは、記入者が何番目の著者か入力してください。	カ、半角数字で入力
(4)	Corresponding author	1 欄目の著者	Corresponding author が何番目の著者か入力してください。	必ずカ、半角数字で入力
(5)	論文題目	所属系センターにおける発表 (発表) 記事掲載の作成後に必ず「論文題目」欄に論文のタイトルを入力してください。	論文のタイトルを入力してください。	Purification of EVD-inducing protein from the ciliate Tetrahymena thermophila. 必ず入力
(6)	掲載誌名	学術情報検索システム	掲載誌名を入力してください。省略名は不可。	Journal of Eukaryotic Microbiology 必ず入力
(7)	掲載号	13 欄 〇 〇 号	号または巻の一方だけがある場合には、片方だけ入力してください。	

(b) 研究成果入力画面

図 2: YUSE (オリジナルバージョン) での個人別自己点検評価のための基本データ入力画面 (平成 21 年度用)

上述の通り、「山口大学の全学的自己点検評価実施要領」(平成 13 年 12 月) が自己点検評価の最初期の定義を与えている。図 1 は当初予定されていた各種記入様式と、それらの評価サイクルとの関係である。教育活動と大学運営活動に関する個人別自己点検評価は毎年、個

人の研究水準評価と組織別自己点検評価は5年に一度実施することが予定されていた。個人別自己点検評価で用いるデータを継続的に収集、公開するために作成されたのがYUSEであり、平成14年7月に平成13年度データの入力開始された。

図2にYUSEの個人別自己点検評価の入力メニューを示す。(a)は様式構成を示すトップページ、(b)は研究業績の入力画面である。このスナップショットは平成21年度データの入力用システムのものであるため、入力内容を定義した様式の構成は図1とは異なっている点に注意されたい。収集内容はほぼ毎年修正が行われているため、入力画面の構成も合わせて少しずつ修正されている。ただし、データについては過去に収集したデータを新しい項目構成に合わせて再編成したものが保存されており、例えばこの図のバージョンでは、(a)の右側に示すドロップダウンメニューで選択することにより、平成13年度から平成20年度までの活動実績も閲覧編集可能である。

2.2 教員全般的活動評価



(a) 活動評価システムトップページ



(b) 部局長所見記入画面

図3: YUSE (オリジナルバージョン) での教員全般的活動評価システムの記入画面 (平成19年度データを対象とした平成20年実施のもの)

自己点検評価では、実施要領(図1)にある通り、当初から様式4(後に様式構成の変更により様式Aと名称変更)のような評価用のシートがデザインされ、評価の実

施が計画されていた。一方、YUSEの開発当初のバージョンにはこうした評価支援機能は含まれていなかったが、後に機能拡張を行い、平成18年、平成19年には評価シート様式Aに基づく全般的活動評価のサポートがなされた。拡張された機能には、(1) YUSE入力データからの集計値の算出、(2) 教員個人による自己評価及び改善目標の作成、(3) 部局長による総合点検・所見の入力、が含まれており、図3(a)のような画面で教員個人による集計値の閲覧及び評価の入力が、また、部局長用システムでは図3(b)に示す通り、左フレームに評価対象組織と内訳の一覧、右フレームに、選択された教員の情報と総合所見記入画面を配置している。部局長による記入結果は教員自身が図3(a)で確認し、必要に応じて不服申立てと協議も可能としていた。

記録によると、平成19年度の教員の評価実施率は52%、平成20年度は65%で、周知徹底にはやや問題がある。また、スケジュールについてであるが、平成18年度実績の評価では、平成19年度年11月1日に入力開始され、終了にあたる学長による全般的活動評価の公表が3月31日付けでなされている。翌年度実績はそれぞれ7月22日と1月22日付けで実施されている。毎年度実施されるPDCAのCのフェーズ期間としてみた場合、5~7ヶ月という期間はやや長過ぎる感がある。この点については改めてISMSとの比較で議論を行う。

なお、YUSEはCSVファイル形式のデータの集まりとしてデータベースを記憶しているため、全般的活動評価で使われる集約処理は、SQLなどの汎用言語で行うのではなく、別途専用の簡易言語を設計・実装して行っている。例えば、研究業績の集約処理の一部は次のように定義されている:

```
aggregate <A-2-1> from <2-2-1-2-1> <2-2-1-2-2> =
<2> = "著書"
<3> = {{ count(<*>)+count(<*>2) }}
<4> = {{ count(<*>1) }}
<5> = {{ count(<*>2) }}
<6> = ""
<7> = ""
```

```
aggregate <A-2-1> from <2-2-1-3> =
<2> = "総説・解説・評論・書評等"
<3> = {{ count(<*>) }}
<4> = ""
<5> = ""
<6> = {{ count(array_filter(<*>, 'eq_3_4')) }}
<7> = {{ count(array_filter(<*>, 'eq_3_const1')) }}
```

他にも define, insert, delete, move, rename といった操作文を用いて、データベース本体のメンテナンスと、YUSEの入力項目定義の修正が行えるようになっている。また、入力画面の簡単な編集システムも準備されているので、データベースと入力画面のメンテナンスはソースプログラムレベルの改修をほとんどせずに実施されていた。

2.3 教育貢献度評価

教育貢献度評価は

個々の教員の担当する個々の授業の質の改善を通じて、学部・研究科等の教育水準の向上と質の改善に資することを目的とする。

(教員の全学自己点検評価実施要領 (平成 19 年 5 月 14 日決定) より抜粋)

と定義され、平成 20 年度に実施された。実施手順の一部を実施要項等から抜粋すると次のようになる:

- 評価対象者を、授業改善システムの違いから、(1) 医学部医学科の教員で山口大学医学教育総合電子システム (eYUME) に入力を行う者と、(2) 本学の (1) 以外の教員で山口大学教育情報システム (IYOCAN) に入力を行う者とに区別する;
- (1) の者については、eYUME による教員の自己点検を医学部の長がさらに点検評価を実施する;
- (2) の者については、教員自身が IYOCAN 及び YUSE の関連入力項目を点検し、担当各授業の「学生の学力向上への貢献状況」を記述した後、各組織の長が所属教員の教育活動状況及び自組織の教育上の課題等についてさらに点検評価を行う。

記述がやや複雑になっているのは、医学部医学科が独自の学習支援システム (eYUME) を先行して運用しており、全学共通の教育情報システム (IYOCAN) とは独立していたためである。より詳しくみると、医学部医学科以外の教員については、次の 5 つのデータソースがあることになる:

- 教育情報システム (IYOCAN) に登録された教員自身による評価と工夫や改善などの記述;
- 同 IYOCAN システムに登録された学生による授業評価;
- YUSE の様式 1 (教員の教育活動調査票) の「1-II 授業方法・教育方法改善への取り組み」に入力されたデータ;
- 電子シラバスシステム (CABOS)⁸ に登録された科目情報;
- 教員が独自に調査した学生授業評価。

YUSE には自己点検評価以外には用いないという利用制限があるのだが、IYOCAN も YUSE と同様にデータの利用目的が制限されており、利用規則で「当該部局の大学教育職員本人の同意を得ているときには」という条件を付けて目的外利用を認めている。そのため、教育貢献度評価のサポートシステムでは、IYOCAN データの自動的なデータ取込みが出来ず、後述の通り教員自

IYOCAN に入力した実績や、CABOS に登録されている科目情報を利用する場合は「はい」を、別途入力する際には「いいえ」を選択して下さい。(既に取り込み済みの場合は、データは上書きされません。)

IYOCAN/CABOS データの取り込みをしますか?

はい

いいえ

(a) 初期化メニューの一部: 教育情報システム (IYOCAN) や電子シラバスシステム (CABOS) からのデータ取込み選択画面

科目名	科目コード	授業形式	データソース	最終更新日時
総合科目「科学・技術と人間社会」	SB18010101	理学部の授業 教員による授業自己評価/後測用	YUSE (共同実)	11/14 14:34

YUSE様式 1 II. 授業方法・教育方法への改善の取り組み

1. 授業方法の改善・教育方法の改善

2. ビデオの実施

3. FDP等への参加

(b) 記入ページ 1: 科目毎の改善状況等の入力をするためのエントリーページ

授業実施上の工夫と、問題点・改善点

YUSE様式 1 II. 授業方法・教育方法への改善の取り組み

学生の学力向上への貢献状況

所属部局の長による評価

(c) 記入ページ 2: 自己評価と部局長による評価

図 4: YUSE (オリジナルバージョン) での教育貢献度評価システムの記入画面 (平成 19 年度データを対象とした平成 20 年実施のもの)

身による選択的取り込みの仕組みを提供せざるを得なかった。

図 4 は教育貢献度評価の教育職員の入力画面の一部である。(a) は初期化メニューの一部で、IYOCAN / CABOS からのデータの一括取り込みを選択することができる。予め取込んでおくことも技術的には可能であるが、上述の通り、利用規則により本人の同意を得る事が必要であるため、このような選択肢を与えることになった。図の (b), (c) は入力内容の編集画面である。(b) は科目情報の一覧ページで、個別科目に関するアンケートの編集/削除や、他のデータソースからの選択的取込みが可能である。図 (b) の画面では、本人の自己点検評価記入、学生授業評価利用の可否の指定、独自調査結果提出の有無の指定、及び部局長評価の閲覧が行える。部局長による評価画面では、図 3(b) と同様に、左フレームに教員一覧、右フレームに教員の記入内容の閲覧と評価入力ページが表示される。

このシステムでは CSV 形式等による静的なデータのやり取りではなく、IYOCAN 及び CABOS のバックエンドで稼働する PostgreSQL サーバへの直接接続によ

てデータをやり取りしている。従って、システムの稼働時には、CABOS 2007 年度データ, IYOCAN 2007 年度前期データ, 同 後期データ, YUSE ローカルデータ, の4種類のデータベースを利用している。

教育貢献度評価の入力率は 77.8%, 学長による概要の学内公開は平成 21 年 3 月 31 日付けである。

複数のデータソースに予め入力された内容をもとに評価を行うので、評価のための追加の利用者負担は、電子シラバスや授業評価システムの入力がすべて行われているという前提であればそれほど大きくはない。(入力済みデータを確認の上、自己評価のために数行の入力を行うのみである。) 一方、システム開発は、データの利用規則の関係でデータ取り込みを選択的にせざるを得ないことに加え、(授業評価の入力をしていないケースや授業を分担しているケースなどのように) 取り込むデータが存在しない場合でも適宜修正・追加入力できるようにしたために、ロジックが複雑になってしまった。開発のコストがかかる上に、似たような情報を何度も入力させられているというネガティブな印象を生む原因にもなっているようである。学内データ流通のための制度の整備に加え、データソースから集計されたデータについては確認以外の処理を認めない方針にするなど、エンドユーザの自由度を減らすことでトータルコスト低下が可能な一例と考える。

2.4 研究水準評価

研究水準評価は、平成 19 年度に平成 13 年度～平成 18 年度の 6 年間の研究業績データを対象として実施された。上述の全般的活動評価及び教育貢献度評価は教員の自己点検評価結果に基づいて部局長がさらに評価を行うという仕組みであったが、研究水準評価は、教員自身による相互評価(ピア・レビュー方式)の形態を取り、対象教員 866 名の教育職員を 36 の分野別のグループに分けて分科とし、分科毎に評価がなされた。分科は科学研究費補助金申請の際の分科に基づいており、人数の少ない分科を適宜統合することで作成されている。評価実施の前年度から分科の決定、分科の世話係による判定者(判定責任者と判定補助者)の選出、研究水準判定基準(卓越、優秀、標準、要努力)の定義作成がなされた。YUSE によるサポートは概ね次のように分類される:

- 判定基準作成のための予備的なデータ提供
各分科には水準判定基準に作成に先立ち、分科の構成メンバーに関する 3 年分の YUSE データ(匿名化処理済み)が渡された。匿名化データでは、職員 ID が研究水準評価用 ID に置き換えられ、さらに、論文等の著者情報は、(1) 著者人数、(2) 被評価者の順位、(3) 責任著者か否か、という情報に置き換えられている。

「山口大学教員研究水準評価」の評価結果について

1. このたび実施しました「山口大学教員研究水準評価」におけるあなたの研究水準評価結果は、次のとおりでしたのでお知らせします。

分科名: 情報学
判定責任者: 河谷 文治
判定補助者: 中田 亮、葛 崎、嶋、市川 哲彦、松野 浩嗣、伊藤 暁

氏名	評価結果				判定結果	
	卓越	優秀	標準	要努力	該当した判定基準	成果還元効果を加算
■■■■	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	優秀基準 3 優秀基準 4 標準基準 1	<input type="checkbox"/>

*「成果還元効果を加算」にチェックがある場合は、各分科の判定基準に応じて、1) 成果還元効果を加算した結果、判定結果が、あるランクから上のランクに上昇した場合(例、「標準」における基準に成果還元効果を加算した結果「優秀」へランクアップした)を、または、2) 当該ランクの基準(数が不定)に成果還元効果を加算した結果当該ランクにあると認められた場合を示す。

2. あなたが所属する分科の評価結果の状況は、次のとおりです。

分科所属者数	卓越	優秀	標準	要努力	その他(判定不能等)
■■■■					1

(a) 判定結果確認画面(教員個人用)

分科毎一覧

分科	人数	卓越	優秀	標準	要努力	その他
情報学	420					
健康・スポーツ科学	111					
科学教育・教育工学	110					
医学	105					
文学	223					
経済学	333					
法学	177					
文化人類学・社会学・社会学	18					
工学	114					
経済学	25					
経営学	117					
心理学	100					
教育学	443					
法学	223					
情報学・応用情報学	220					
地球惑星科学	110					
化学系	333					
機械工学	220					
電気電子工学	220					
土木工学	220					
建築学・社会安全システム科学	113					
材料工学・プロセス工学	117					
生物科学	222					
農学	118					
芸術学	111					

「山口大学教員研究水準評価」の評価結果について

1. このたび実施しました「山口大学教員研究水準評価」における分科「情報学」の研究水準評価結果は、次の通りでしたのでお知らせします。

分科名: 情報学
判定責任者: 河谷 文治
判定補助者: 中田 亮、葛 崎、嶋、市川 哲彦、松野 浩嗣、伊藤 暁

氏名	所属	職名	評価結果				判定結果	
			卓越	優秀	標準	要努力	該当した判定基準	成果還元効果を加算
1 ■■■■	大学教員工学研究科(工学)	准教授	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	優秀基準 4 標準基準 2 標準基準 3	<input type="checkbox"/>
2 ■■■■	大学教員工学研究科(工学)	准教授	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	優秀基準 1 優秀基準 3 優秀基準 4 標準基準 1 標準基準 2 標準基準 3	<input type="checkbox"/>
3 ■■■■	大学教員工学研究科(工学)	准教授	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	標準基準 1 標準基準 3	<input type="checkbox"/>
4 ■■■■	大学情報機構	准教授	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	優秀基準 3 優秀基準 4 標準基準 1	<input type="checkbox"/>
5 ■■■■	大学教員工学研究科(工学)	教授	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	標準基準 1 標準基準 2 標準基準 3	<input type="checkbox"/>

(b) 判定結果確認画面(分科毎用)

図 5: YUSE (オリジナルバージョン) での研究水準評価結果確認画面

- 水準判定のためのデータ提供、判定結果記入スプレッドシートの作成
各分科の判定担当者には、YUSE から抽出された匿名化済みの 6 年分のデータと、判定結果記入用の Excel ブックの提供を行った。匿名化データは、Excel マクロによって、CSV 形式データを読み込んだ上で、適宜見出しの追加や罫線の追加などのフォーマット処理を加えて作成されたものである。
- 判定結果の収集と公開
教員個人が判定結果と根拠資料を確認するための Web システムと、部局長が判定結果を確認するための Web システムの提供を行った。

図 5 に判定結果確認画面のスナップショットを示す。(a) は個人用、(b) は全学の分科一覧とそれぞれの判定結果の内訳を確認するための画面である。その他に、教員の所属部局毎に判定結果を確認するための機能も提供されている。

前述の教育貢献度評価が、複数データソースの統合利用処理を含むやや複雑なロジックで作られているのに対し、研究水準評価支援では、データ抽出とフォーマット処理が中心で、比較的単純な機能のみを提供している。これは、水準判定処理の部分をすべて判定担当者自身が行っているためである。実際、評価実施のスケジュールは次の通りであり、かなり長期間にわたることが判る：

- 5月下旬 各分科毎に大学評価室より世話役を依頼。
- ～6月29日 世話役から分科所属の教員への呼びかけにより、研究水準を判定するための責任者及び補助者（若干名）の選出を行う。
- 6月18日～7月13日 教員による誤記入箇所の修正。
- ～7月31日 大学評価室から各責任者・補助者宛に教員の研究活動実績データを送付。
- ～9月28日 分科の判定基準に基づき責任者・補助者が研究水準を判定し、所定の書式で判定結果を大学評価室に報告する。
- ～10月19日 大学評価室が結果を取りまとめ、判定結果（水準と判定根拠）を各教員に通知。
- 10月22日～11月20日 不服申し立て
- 11月26日～12月21日 不服協議
- 1月31日 研究水準評価概要の公開

さらに、基準案作成作業はこの前年度に行われ、平成19年1月18日に開催された「教員の研究水準評価に係る意見交換会」においていくつかの分科会の基準案の提示と意見交換がなされている。こうした下準備も含めて、非常に人的なコストの高い評価であったと言え、ITを含めた技術面のサポートが期待されるが、一方で、精度の高い評価の自動化には、(1) 論文の引用回数の評価を含めた書誌学的な評価情報処理機能の整備、(2) 学会運営など書誌学的な指標には含まれにくい尺度の指標化、(3) 誤記入による誤った評価を避けるための記入精度の向上支援、のような技術的な課題に加え、こうした労力を人・システム間でうまく分担して、システム開発コスト、非評価者や評価者の人的コスト、及び評価で得られるゲインのバランスをどう取るのか、という現実的な課題もあり、評価の難しさを表す一例であると言える。

2.5 人事評価サポートシステム

YUSE のデータは全学的自己点検評価に使う事を原則としており、人事評価には使わないことになっている⁹。そこで教員の人事評価の試行（平成20年度実施）では、YUSE に蓄積されたデータのうち、人事評価の基礎資料となる項目を参照するためのシステムを別途作成し、各教員の判断で利用することとした。なお、現在は次節で説明する「教員データベース」に基礎データ

の入力機能は移行し、YUSE は新システムに置き換えられているので、教員データベース情報を用いた人事評価支援が行われている。

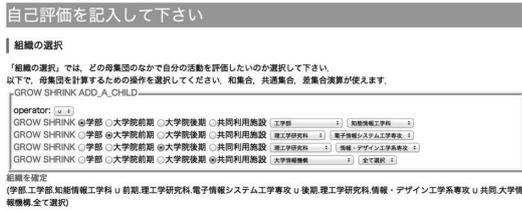
2.6 新 YUSE システム (YUSE/TNG) を用いた教員の自己点検評価

平成22年度より「教員データベース」が導入され平成23年3月稼働を開始した。これは、自己点検評価システム (YUSE)、教育情報システム (IYOCAN)、電子シラバスシステム (CABOS)、教職員広報システム (人・知・技)、学術情報レポジトリ (YUNOCA)、などの複数のデータソースから共通する項目を抜き出し、別の情報ソースとして独立させたものである。従ってそれまで YUSE の収集項目に含まれていた担当授業科目¹⁰、研究業績、学内委員会、及び外部資金獲得状況、などの基礎データの収集が教員データベースに移行した。これに伴い YUSE (旧バージョン) の基礎データ入力部 (様式1～様式6) の機能を停止し、統計データの閲覧と評価部 (様式A) に相当する機能を新たに開発した。平成23年度に前年度データに基づく教員の自己点検評価に利用され、また、平成24年度でも同様に利用される予定である。

YUSE 旧バージョンではデータ入力とその継続的な蓄積が重要な機能であったが、YUSE/TNG では統計値の入力と指標の計算、及びそうした指標を用いた各種評価の支援が主要機能になっている。統計値のデータソースは電子シラバスシステムや教員データベースになるのだが、初年度の評価実施では、密なシステム間連携を敢えてせず、その代わりに他システムのデータ閲覧画面へのリンクのみを提示して統計値は各自が入力するという、上述の人事評価システムと人事評価サポートシステム間の関係に似た疎な連携を行っていた。これは、統計値の算出自体も自己点検評価の一部として考えていたためであるが、初回評価実施時の説明会・アンケート等で不評であったため、一部統計値については教員データベースの項目を CSV 形式でダンプした生データから計算するように、処理手順の変更を検討している。

図6に自己点検評価画面の一部を示す。単に、指標データを表示するだけではなく、組織の指標値との比較や、前年度の自身の指標データとの比較も可能にしている。比較のための組織定義は (a) で行う。学部、学科等を基本単位として、和集合、共通集合、差集合を任意に組み合わせて定義可能である。他にも、評価室や部局長宛の意見を記入するためのアンケート画面も用意されている。

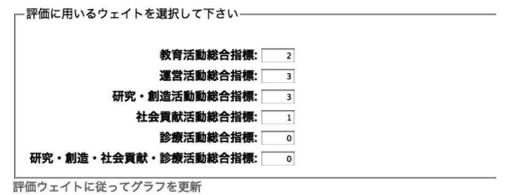
現在のところ、学内にある様々なシステムの役割分担は次のようになっている：



(a) 自己点検評価のための比較組織の定義



(b) 自身の評価指標値と、組織平均や過年度との比較



(c) 自身の評価指標値と、組織平均や過年度との比較、重み付け入力部、グラフ表示部

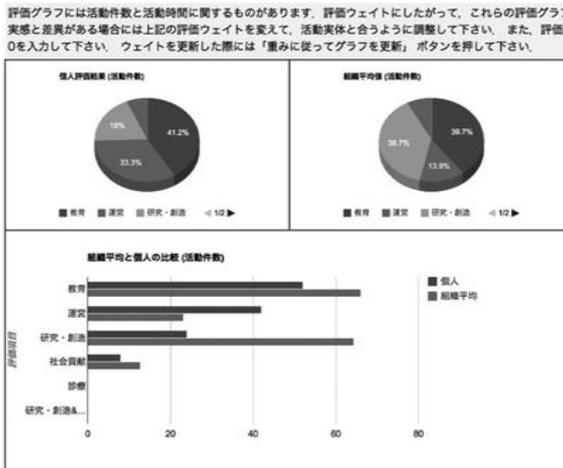


図 6: YUSE/TNG (新バージョン) での自己点検評価システム画面

- (1) シラバスや授業評価などは教学支援システムに入力;
- (2) 研究・大学運営の活動実績の記入は継続的に教員データベースに入力;

- (3) 情報公開は研究者総覧または人・知・技で行う;
- (4) 定期的な自己点検評価及び部局等への意見の入力は YUSE で行う;
- (5) 業績査定は人事評価システムで行う。

以前に比して、システム連携も含めてより明確になっているのであるが、こうしたシステム間の相互関係が把握しにくいという意見があるのも事実である。そこで、各種システムへの入り口を一カ所にまとめた「教員ポータル」の作成が検討されており、現在公開に向けて準備中である。

2.7 組織活動情報集約システム

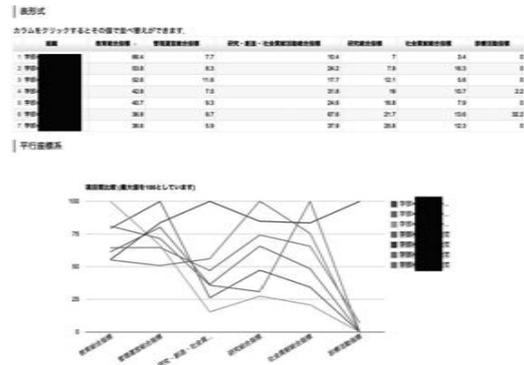


図 7: 組織活動情報集約システムでの比較画面

上記の個人別自己点検評価では、特定集合における指標値と自身の指標値を比較できるようにしているが、組織活動情報集約システムでは、組織別の項目別集計の機能と、様々な項目での組織間比較をすることができるようにしている。例えば学部の基本的な指標の平均値を、図7のように、ソーティング可能なテーブル形式と平行座標系を用いて表示することができる。

2.8 組織別自己点検評価

平成 13 年に定められた「全学的自己点検評価実施要領」(図 1) では組織別の評価の実施が定められたが、平成 19 年に定められた基本方針では

本学を構成する諸組織並びに大学全体を対象とする点検・評価は、主に、3) に示す第三者評価に対応するための全学的自己点検評価活動として行う。

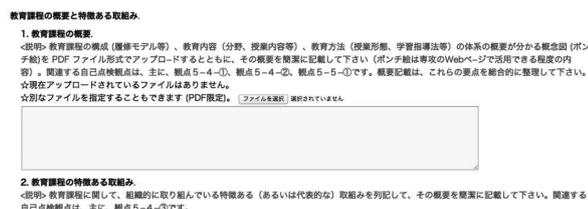
と定められ、組織評価は第三者認証評価と国立大学法人評価のための全学的自己点検評価活動と位置づけられた¹¹⁾。基本方針変更後のこうした評価は法人評価における学部・研究科に関する現況調査表の評価の観点 [22] に則って平成 19 年度～平成 20 年度にわたって実施され、資料 [23] として平成 21 年 2 月に公表されている。この評価は Excel スプレッドシート等を用いた情報収集に

よって実施されており、YUSE等のオンラインシステムによるサポートは行われなかった。

平成24年度に実施予定の組織別自己点検評価では、その位置づけに変化はなく、評価項目も大学評価・学位授与機構が実施する機関別認証評価、選択的評価、専門職大学院認証評価自己分析観点表の項目と、自己点検評価のための項目から構成されているものの、前回の評価と異なり、YUSE/TNGによる入力支援が利用されている。



(a) 基本情報部. 基本的な観点は別画面で入力する。



(b) 評価の記述部. 組織別の集約情報や基本的な観点についての入力内容に基づいて行われる。

図8: 組織別自己点検評価システムの入力画面. 専攻に関する自己点検評価入力画面の一部。

図8に組織別自己点検評価のためのページの例を示す。(a)では部局に関する基本情報として、外部情報源へのリンク、部局に含まれる教員の一覧確認画面、自己分析観点表から構成されるチェックリストの記入画面などへのリンクが表示されている。(b)は教育課程の目的等を記入する部分であり、適宜チェックリストの内容が引用される。他にも、書き込み権限の管理機能、タイムスタンプを用いた編集衝突の検出機能、過去データ編集のためのタイムワープ機能など、複数担当者による分担記入の支援機能もサポートしている。

3 議論: ISMS との比較

本稿の第一著者と第二著者は、山口大学メディア基盤センターの情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS)[21]の構築に関わっているが[24, 25, 26], そう

した立場から大学評価の現状を見ると、ISMSの構築当初に遭遇したものと同様な問題に直面しているように見える。

一つは、法令で定められた外部評価対応のための評価書作成という面が前面に出てしまい、PDCAサイクルが見えづらい、という点である。勿論、ISMSと大学評価では、テーマがそれぞれ情報セキュリティと大学経営という異質なものではあるが、(1)「何をしなくてはならないのか」ということに気を取られると全体的なPDCAサイクルが見えにくくなること、(2)そのためプロセスが形骸化しやすいこと、(3)結果としてPDCAサイクルの意義が理解しづらくスタッフから負担感に基づく不要論が出やすいこと、という点が共通しているように思われる。

ISMSの構築当初を振り返ると、規格書の要求事項を理解し、対応する文書等の準備をするだけで手一杯で、PDCAサイクルによる段階的な改善について組織内で十分な議論する余裕は全くなかったし、組織内でもISMSに反対する声も存在した。しかしながら、ISMSの構築運用が進むにつれ、リスクアセスメントをはじめとする各種イベントが年間計画に組み込まれるようになり、その結果、徐々に個別アクティビティの全体中での位置づけが目に見えるようになってきた。現在では、ISMSのPDCAサイクルを回すことは通常業務の一つになりつつある。

一方、現在の大学評価のPDCAサイクルは、評価室を始めとする関係者の努力にも関わらず、ISMSの構築当初と同様、意識的にイベントを追いかけていかないと様々な活動がどのように連携しているのか見えづらいように感ずる。一つの要因はスピード感の欠如ではないかと考えられる。実際、ISMSのC(heck)-A(ct)フェーズを構成する内部監査やマネジメントレビューが、約二ヶ月の短い期間に現状を対象として集中的に実施されるのに対し、例えば平成18年度実績の教員自己点検評価は翌年度の11月から3月にかけて行われており、その最終的なフィードバックが教員に戻ったのは平成19年度末である。つまり、新年度のPDCAサイクルの開始段階になって初めてその前々年度のチェック結果が出さされていて、定例的なチェックが次の活動へのインプットになっているという点が見えづらくなっている。

また、ISMSではPDCAサイクルや個別プロセスが、ISOやJIS規格によって明確に定義されているので、それらを順次実践することで徐々に組織内に浸透させることができたのだが、大学評価やIRには相当する明確な定義があるわけではなく、また、大学毎の多様性があり単純に他大学や他国の事例を輸入すればすむというものでもない。PDCAサイクルの“見える化”や“実質化”は、ISMSに比して更に難しい課題と言える。

自身にとってのメリットが見えないとネガティブな印

象を持ちやすいという点も共通の課題である。文献 [27] が「評価疲れ」と呼んでいるが、評価活動が始まって 10 年以上になるものの、依然として評価についてのネガティブな感情が残っているのではないかと推測している。大学評価には当初から人事評価に結びつくのではないかという反対意見が強かったと聞いているし、それが、平成 19 年版基本方針の「ただし、この結果を人事評価の参考にはしない」という但し書きにも残っていた。評価に関するアンケートの結果を見ても、評価自体に対する否定的な意見は依然として存在している。これはちょうど、ISMS の構築において、現場の運用に近いスタッフほどリスクの識別自体にあまり良い印象を持たず、リスクアセスメントや内部監査の意義を理解してもらうのに非常に苦労したことを想起させる。メディア基盤センターのような組織にとっては、リスクの識別や外部からの改善要求は、予算獲得に結びつく“ビジネスチャンス”であるし、何よりリスクを取ることを経営陣が表明すれば余計な責任をスタッフが負わなくて済むのであるが、実際のところ、欠点を指摘されているというようにネガティブな印象を払拭するのは容易ではなかった。大学評価やそれを含む IR が、外部のステークホルダーの要求に応えるだけでなく、内部に居る個々の教員や組織にも利益をもたらすものである、ということを示すだけでも目に見える形で示すということが、今後更に重要になると考えられる。

4 まとめ

これまで本学において開発された新旧の YUSE による各種評価の支援機能について概要を説明した。いずれも評価室（評価室設置以前は評価データベース専門委員会）とメディア基盤センターの協力により学内で設計・開発されたシステムである。文献 [28] と比較すると、大学毎の多様性があるにも関わらず、IT システムの視点から見た評価プロセスの支援体制が、大枠では類似している点に興味深い。大学評価に関する法制面に由来する外部的な要求が同じであることと、複数データソースの統合利用やデータウェアハウスなど、利用されるデータ管理のための基盤技術が同様であることに由来していると考えられる。「大学改革」の実施により大学の多様性は今後さらに広がると予測されるが、引き続き適宜総括と比較をすることによって、技術的な基盤での共通点と、多様性に由来する部分とを切り分け、結果として開発・運用コストの最適化につなげられることを期待している。

ただ、ISMS との比較で述べた通り、IT システムからのサポートが必要不可欠ではあるものの、PDCA サイクルを回す意義を明確にし組織内に浸透させること

も、有効な大学評価のためには重要であると考え、その意味では、各種システムへの入り口を一カ所にまとめた「教員ポータル」が、技術的には非常に単純であるにもかかわらず、今後重要な役割を果たす可能性がある。そのため技術的な観点からのコストだけでなく、大学評価の有効性という観点からみたコスト・パフォーマンスについても議論する必要があると考えている。

ISMS との比較は第一著者の経験に基づく主観的な部分も含んでいるが、本稿で述べた大学評価サポートの事例が、少しでも評価文化の普及に寄与すればと期待している。

謝辞

YUSE オリジナルバージョンの入力・公開機能は山口大学教育学部北本卓也教授によって開発されたものです。教育貢献度評価においては、IYOCAN, CABOS との連携では大学教育センター岡田耕一講師、教育学部野村厚志准教授及び教育学部北本卓也教授に、また、保健学科授業評価システムとの連携では大学院医学系研究科市原清志教授にご協力いただきました。本学におけるこれまでの大学評価活動は、評価委員会委員長／評価室室長をされた山口大学理学部藤島政博教授、人文学部湯川洋司教授、及び経済学部塚田広人教授、並びに評価室初代専任教員であった山口大学理学部笠野裕修准教授の多大なる尽力により進められてきました。

参考文献

- [1] 山口大学総務部企画・評価課：“中期目標・中期計画等”，<http://ds.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~kikakuka/mokuhyo/mokuhyo.html>.
- [2] 山口大学：“人・知・技”，http://kyouin02.atm-y.jimu.yamaguchi-u.ac.jp/search_hcw/IST.
- [3] 山口大学：“研究者総覧”，<http://kyouin02.atm-y.jimu.yamaguchi-u.ac.jp/search/IST>.
- [4] W. E. Knight Ed.: “The Primer for Institutional Research”, Association for Institutional Research (2003).
- [5] IDE 大学協会：“特集「大学教育と IR」”，No. 528 (2011).
- [6] 文部科学省：“「大学改革実行プラン」について”，http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/06/1321798.htm.
- [7] 文部省：“大学設置基準の一部を改正する省令の施行等について”，文部事務次官通知文高大第一八四号，http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/t19910624001/t19910624001.html (1991).
- [8] 大学審議会：“21 世紀の大学像と今後の改革方策について —競争的環境の中で個性が輝く大学— (答申)”，http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/old_chukyo/old_daigaku_index/tou shin/1315932.htm (1998).
- [9] 大学審議会：“大学院設置基準等の改正について (答申) (平成 11 年 9 月 6 日 大学審議会)”，http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/old_chukyo/old_daigaku_index/tou shin/1315954.htm (1999).

- [10] 大学評価・学位授与機構：“試行的評価に関する検証について”，http://www.niad.ac.jp/n_hyouka/jouhou/kenshou/index.html，大学評価学位授与機構（2008）。
- [11] 試行的評価に関する検証委員会：“大学評価・学位授与機構が平成12年度から平成15年度までに実施した試行的評価に関する検証について一試行的評価に関する検証結果報告書”，http://www.niad.ac.jp/n_hyouka/jouhou/kenshou/1174681_959.html，大学評価学位授与機構（2008）。
- [12] 総務省：“学校教育法”，e-Gov [イーガブ]，<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S22/S22H0026.html>。
- [13] 総務省：“学校教育法施行令”，e-Gov [イーガブ]，<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S28/S28SE340.html>。
- [14] 平野敏彦：“国立大学法人法・独立行政法人通則法・準用組込み条文表”，文献 [29] の補足資料，<http://www.law.hiroshima-u.ac.jp/lawschool/hirano/nyumon/hojinho.htm>（2003）。
- [15] 山口大学：“山口大学学則”，http://web.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~hoki/kisoku/d1w_reiki/41690210000100000000/41690210000100000000/41690210000100000000_j.html。
- [16] 湯川洋司：“山口大学における大学評価の取組み”，大学評価シンポジウム：これからの大学評価と自己点検・評価のあり方（実施報告書），（シンポジウムは2008年10月6日に開催），山口大学評価委員会，pp. 7-16（2007）。
- [17] 文部科学省：“学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）”，22文科高第236号，http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1294750.htm（2010）。
- [18] 山口大学総務部企画・評価課：“認証評価について”，<http://ds.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~kikakuka/ninsyo/ninsyo.html>。
- [19] 大学評価・学位授与機構：“国立大学法人等の第1期中期目標期間における教育研究の状況の評価結果について”，http://www.niad.ac.jp/n_hyouka/kokuritsu/kekka_h22/。
- [20] 大学評価・学位授与機構：“大学機関別認証評価”，http://www.niad.ac.jp/n_hyouka/jouhou/kenshou/index.html。
- [21] JIS Q 27001: 2006 (ISO/IEC 27001:2005): “情報技術－セキュリティ技術－情報セキュリティマネジメントシステム要求事項”，日本規格協会（2006）。
- [22] 大学評価・学位授与機構：“国立大学法人等の教育研究評価”，http://www.niad.ac.jp/n_hyouka/kokuritsu/index.html。
- [23] 山口大学大学評価室：“「組織を単位とする全学的自己点検評価実施概要」に基づく「研究活動」及び「教育活動」の評価について”，http://committee.ue.yamaguchi-u.ac.jp/sosiki/sosiki_hyoukasho.pdf（2009）。
- [24] 市川，永井，長谷川，伊藤，三池：“情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) における効率的な詳細リスクアセスメント実施手法の提案と情報処理センターへの適用”，学術情報処理研究，12，pp. 52-58（2008）。
- [25] 市川，永井，長谷川，三池：“山口大学における情報セキュリティマネジメントシステム構築の実例”，情報処理学会インターネットと運用技術研究会報告，2009-IOT-6，6（2009）。
- [26] 市川，小柏，永井，小河原：“山口大学における情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 構築テンプレート作成及び適用範囲拡張について”，情報処理学会インターネットと運用技術研究会報告，2011-IOT-14，6（2011）。
- [27] 関口：“IR から見た大学評価の課題”，[5]，pp. 25-30（2011）。
- [28] 高田：“大学評価を基礎とする IR: 九州大学大学評価情報室における試行的取組みについて”，[5]，pp. 35-39（2011）。
- [29] 平野敏彦：“国立大学法人法の基礎知識”，広大フォーラム，<http://home.hiroshima-u.ac.jp/forum/2003-10/t1.html>，広島大学公報委員会（2003）。

注意

URL はすべて執筆時のものである。

注釈

- 山口大学第2期中期目標[1]
V 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標
1 評価の充実に関する目標
・ 大学活動の自己点検及び改善を効率的に実施するシステムを確立し大学活動の質の向上を継続的に図るとともに、その自己点検・改善活動の状況を適切に社会へ公開する。
2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標
・ 多様な広報の手段・機会を効果的に活用し、社会への説明責任を果たすとともに大学ブランド力を高めるための情報提供・広報活動を推進する。
- 文部事務次官通知文高大第一八四号[7]
第一 大学設置基準（昭和三一年文部省令第二八号）の一部改正
一 自己評価等について
(一) 今回の大学設置基準の大綱化による制度の弾力化の趣旨を生かし、大学自らがその教育研究の改善への努力を行っていくために、当該大学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことに努めなければならないこととしたこと。（改正後の第二条第一項関係）
(二) この点検及び評価を行うに当たっては、前記の趣旨に即し適切な点検・評価項目を設定するとともに、適当な実施体制を整えて行うものとしたこと。（改正後の第二条第二項関係）
- 大学審議会答申[8]
第2章 大学の個性化を目指す改革方策
4. 多面的な評価システムの確立 -大学の個性化と教育研究の不断の改善-
(1) 自己点検・評価の充実
(2) 第三者評価システムの導入
(3) 資源の効果的配分と評価
- 大学院設置基準等の改正について（答申）[9]
1. 大学設置基準改正要綱
第一 自己評価等に関する事項
大学は、その教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
大学は、1の点検及び評価の結果について、当該大学の教職員以外の者による検証を受けるように努めなければならないものとする。
5 学校教育法[12]
第百九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。
3 専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文

部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。
 4 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。）に従って行うものとする。

6 学校教育法施行令[13]

第五章 認証評価

（認証評価の期間）

第四十条 法第九十九条第二項（法第二百二十三条において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は七年以内、法第九十九条第三項の政令で定める期間は五年以内とする。

7 国立大学法人法【第 35 条による準用】[14]

通則法第 32 条（各事業年度に係る業務の実績に関する評価）

国立大学法人は、文部科学省令で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、国立大学法人評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 国立大学法人評価委員会は、第 1 項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該国立大学法人及び政令で定める審議会（以下「審議会」という。）に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、国立大学法人評価委員会は、必要があると認めるときは、当該国立大学法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

4 国立大学法人評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあつては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を公表しなければならない。

5 審議会は、第 3 項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、当該国立大学法人評価委員会に対し、意見を述べることができる。

通則法第 34 条（中期目標に係る業務の実績に関する評価）

国立大学法人は、文部科学省令で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、国立大学法人評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮するとともに、独立行政法人大学評価・学位授与機構に対し独立行政法人大学評価・学位授与機構法（平成 15 年法律第 114 号）第 16 条第 2 項に規定する国立大学及び大学共同利用機関の教育研究の状況についての評価の実施を要請し、当該評価の結果を尊重して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 通則法第 32 条第 3 項から第 5 項までの規定は、第 1 項の評価について準用する。

8 教育貢献度評価実施当時は電子シラバスシステム（CABOS）は IYOCAN と同様学内で作成されたものであったが、現在は新たに導入された修学支援システムの一部として運用されており、CABOS という名称も用いられていない。

9 正確には「山口大学における全学的自己点検評価に関する基本方針」の平成 23 年 3 月 18 日改正において、「人事評価には利用しない」という文言は削除され、「本学における全学的自己点検評価活動に限り、原則として使用するものとする」という表現に変更されている。

10 電子シラバスの情報を自動入力していたので、実際には教員は追加・修正のみを行う。

11 後半の但し書きは、平成 23 年 3 月改訂版の基本方針では削除されているが、「組織を単位とする全学的自己点検評価実施概要」等の関連文書は改訂されていないので、位置づけには変化はない。